

地域包括連携協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社丸協食産（以下「乙」という。）は、甲乙双方の連携に関して、以下のとおり、本協定書を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域社会の活性化及び安全・安心なまちづくりの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）「食」の安全・安心に関すること。
- （2）甲の地域資源・地元食材を活用した乙商品の開発及び販売に関すること。
- （3）工場等の建設及び操業に伴う地元事業者の活用に関すること。
- （4）健康の増進及び食育の推進に関すること。
- （5）魅力ある都市づくりに関すること。
- （6）防災や災害対策に関すること。
- （7）その他、地域社会の活性化に関すること。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月23日

甲 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

乙 長崎県佐世保市大塔町2002-10
株式会社丸協食産
代表取締役社長 松尾 努